

令和3年5月21日

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願

紹介議員 川 上



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 小笠原 孝司



清水町議会  
議長 桜井 崇裕 様



## 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願

### 【請願趣旨】

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐることは、誘致にあたり、北海道は「放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、北海道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

政府は2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表しました。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好ましい地域）」は、北海道においては、陸地の3割が該当し86市町村に及んでいます。

2020年11月17日、原子力発電環境整備機構（NUMO）は、寿都町と神恵内村において、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第1段階に当たる「文献調査」の作業を開始しました。地域住民の不安や風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されます。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートル深い地層に埋める「地層処分」を行うとしていますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問は未だに解消されていません。また、幌延深地層研究センターは、「研究期間20年程度」との約束を反故にし、2019年8月、唐突な「研究延長」を北海道と幌延町に申し入れ、道民の声を十分に吟味することなく、知事は拙速に研究延長の受け入れを表明しました。さらに、新たな「500メートル掘削案」も浮上し、研究期間の再延長が懸念されます。こうした巨額の交付金と引き換えに、「調査」を受け入れれば途中で後戻りできないことは、先例を見れば明らかであり、住民の不安や垣根の上に成り立つような自治体運営を進めてなりません。

これらのことから、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れることは容認できません。

つきましては、貴議会におかれましては、国及び北海道に対し、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を実行するための意見書を提出していただくようお願いいたします。

#### 記

1. 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。
2. 本町において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる一切の事前調査を行わないこと。

## 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書（案）

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐることは、誘致にあたり、北海道は「放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、北海道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

政府は2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表しました。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好ましい地域）」は、北海道においては、陸地の3割が該当し86市町村に及んでいます。

2020年11月17日、原子力発電環境整備機構（NUMO）は、寿都町と神恵内村において、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第1段階に当たる「文献調査」の作業を開始しました。地域住民の不安や風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されます。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートル深い地層に埋める「地層処分」を行うとされていますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問は未だに解消されていません。また、幌延深地層研究センターは、「研究期間20年程度」との約束を反故にし、2019年8月、唐突な「研究延長」を北海道と幌延町に申し入れ、道民の声を十分に吟味することなく、知事は拙速に研究延長の受け入れを表明しました。さらに、新たな「500メートル掘削案」も浮上し、研究期間の再延長が懸念されます。こうした巨額の交付金と引き換えに、「調査」を受け入れれば途中で後戻りできないことは、先例を見れば明らかであり、住民の不安や垣根の上に成り立つような自治体運営を進めてなりません。

これらのことから、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れることは容認できません。

よって、国及び北海道におかれましては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望します。

## 記

1. 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。
2. 本町において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる一切の事前調査を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。

令和3年6月 日

北海道清水町議会議長 桜井 崇 裕

### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事